

(平成24年10月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和30年2月10日、資格喪失日は同年4月9日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和30年2月及び同年3月の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年頃から39年4月1日まで

私は、申立期間において、B社に關係する会社に勤務していた。また、期間は特定できないものの、申立期間中に同社以外にC市内のD事業所、E事業所、F社等に勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間のある時期に、事業所名は不明であるが、C市でB社に關係する会社に勤務していたとしているところ、同市に所在するA事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、申立人と生年月日が同一、かつ同姓同名の被保険者記録(昭和30年2月10日資格取得、同年4月9日資格喪失)が確認できるとともに、当該記録は、基礎年金番号に未統合の被保険者記録となっている。

また、A事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、同社がB社の建設工事に関わっていたと証言している。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の被保険者記録であり、申立人のA事業所における資格取得日は昭和30年2月10日、資格喪失日は同年4月9日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合となっている申立人

のA事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、上記未統合記録となっている期間を除く昭和26年頃から30年2月10日までの期間及び同年4月9日から39年4月1日までの期間については、D事業所及びE事業所について、申立人は、既に死亡している上、申立人の妻も当時の記憶が無く、事業主及び当時の同僚について確認できない上、事業所台帳及びオンライン記録によると、当該両事業所は、C市において厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、E事業所については、申立人から提出された下請販売契約書により、申立人は同事業所の代表者であったことが確認できるものの、同事業所は個人事業所であり、個人事業所の事業主（代表者）は厚生年金保険に加入することはできない。

さらに、F社については、前述の下請販売契約書により、就業した始期は不明であるが、申立人は昭和40年12月31日まで同社に勤務していたことが推認できるものの、事業所台帳及びオンライン記録によると、同社は、申立期間以後の41年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、適用事業所であった記録が確認できない上、当時の事業主は既に死亡しているため、同社における保険料控除について証言を得ることはできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和26年頃から30年2月10日までの期間及び同年4月9日から39年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7478

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和44年4月から定年で退職するまでA社に継続して勤務しており、空白期間があるのは納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員台帳、雇用保険の記録及びB企業年金基金の加入者記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年4月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日が昭和44年5月1日となっていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和34年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月20日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間が空白になっていた。転勤はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の職員履歴台帳及び同社担当者の証言から判断して、申立人は同社に継続して勤務し（同社B出張所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社の職員履歴台帳及びオンライン記録によると、申立人は昭和34年9月21日に同社C支店に異動した旨の記載が確認できるが、このことについて、同社は、「通常、異動の発令日は1日か16日としており、申立人についても発令日は昭和34年10月1日であり、同年9月30日まではA社B出張所に籍があったと考えられる。」としていることから、同社B出張所における資格喪失日を同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B出張所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和34年8月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成7年11月から8年9月までは38万円、同年10月から10年9月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月から11年6月まで

申立期間の標準報酬月額が、その前後の期間の標準報酬月額（38万円）より低額となっているが、申立期間においても、同額の給与を支給されていたと思う。適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年12月から11年6月までの期間については、金融機関から提出された取引推移一覧表により、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（16万円及び26万円）を超える額（31万円から42万円まで）の給与振込が確認できる。

また、課税庁から提出された課税資料において確認できる年間支払金額及び社会保険料控除額から判断すると、申立人は、平成9年12月から10年9月までは36万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

申立期間のうち、平成7年11月から9年9月までの期間については、上記取引推移一覧表及び同僚の給料支払明細書から確認できる保険料控除額の推移から判断すると、申立人は、7年11月から8年9月までは38万円、同年10月から9年9月までは36万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

申立期間のうち、平成9年10月及び同年11月については、上記取引推移一覧

表から判断すると、申立人は、直後の同年12月と同額の標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたものと推認できる。

なお、申立人の申立期間のうち平成7年11月から10年9月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主とは連絡が取れないものの、上記取引推移一覧表、上記課税資料及び同僚の給料支払明細書から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、課税資料等により推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年10月から11年6月までの期間については、上記取引推移一覧表及び上記課税資料から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないと認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑧までについて、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は28万3,000円、申立期間②は28万4,000円、申立期間③は39万7,000円、申立期間④は39万8,000円、申立期間⑤は40万1,000円、申立期間⑥は40万2,000円、申立期間⑦は36万5,000円、申立期間⑧は36万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①から⑧までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月17日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年7月5日
④ 平成16年12月29日
⑤ 平成17年7月13日
⑥ 平成17年12月19日
⑦ 平成18年7月3日
⑧ 平成18年12月26日

申立期間①から⑧までについて、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、被保険者記録に賞与の記録が抜けている。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑧までについて、i) 平成16年、17年、18年及び19年の給与支払報告書(住民税課税基礎資料)において確認できる年間支払金額及び社会保険料等の金額、ii) 同僚の申立期間①から⑥までに係る給料支払明細書(賞与)において確認できる賞与支給額及び保険料控除額から判断すると、当該期間において賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与か

ら控除されていたことが推認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、当該給与支払報告書において確認できる社会保険料等の金額から給与相当分(オンライン記録の標準報酬月額)の同保険料等の金額を差し引いた賞与分として見込まれる同保険料等の金額により、申立期間①は28万3,000円、申立期間②は28万4,000円、申立期間③は39万7,000円、申立期間④は39万8,000円、申立期間⑤は40万1,000円、申立期間⑥は40万2,000円、申立期間⑦は36万5,000円、申立期間⑧は36万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成22年2月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額
の記録は、事後訂正の結果19万円とされているところ、当該額は厚生年金保険
法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬
月額は訂正前の11万8,000円とされているが、当該期間に係る標準報酬月額の
決定の基礎となる21年4月から同年6月までは標準報酬月額20万円に相当す
る報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、22
年2月から同年7月までの期間の標準報酬月額に係る厚生年金保険法第75条
本文の規定に基づく標準報酬月額（19万円）の記録を取り消し、同法の規定に
基づき、当該期間に係る記録を20万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成22年8月について、標準報酬月額の決定の基礎
となる21年4月から同年6月までは標準報酬月額20万円に相当する報酬月額
が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社
における22年8月の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要
である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 から 22 年 8 月 まで

事業主が保険料を下げる目的で、従業員の標準報酬月額を低く申告してい
たと考えられるので、実際の給料額（20 万円前後）に見合った標準報酬月
額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成20年9月から22年8月までの期間に係る年金記録の確認を求
めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年
金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険
料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付
及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）
を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省

の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成20年9月から22年1月までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年2月から同年8月までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成22年2月から同年7月までの期間については、24年9月6日付けで事業主から日本年金機構へ提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に基づき、同年9月11日付けで標準報酬月額の決定が行われている（当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するとして、年金額の計算の基礎となっていない。）が、21年4月及び同年6月は、申立人から提出された給与明細書により、また、同年5月は、当該月の前後月の給与明細書の給与支給額、社会保険料控除額及び所得税源泉徴収簿の総支給額、社会保険料等の控除額から判断して、当該月のものと認められる給与明細書（平成21年5月と記載されている2枚の給与明細書のうち、1枚が5月と判断）により、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月までは標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できることから、厚生年金保険法に基づき、当該期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成22年8月に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19万円と記録されている。しかし、21年4月及び同年6月は、申立人から提出された給与明細書により、また、同年5月は、当該月の前後月の給与明細書の給与支給額、社会保険料控除額及び所得税源泉徴収簿の総支給額、社会保険料等の控除額から判断して、当該月のものと認められる給与明細書（平成21年5月と記載されている2枚の給与明細書のうち、1枚が5月と判断）によると、標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月までは標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できることから、申立人のA社における22年8月の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成20年9月から22年1月までの期間については、20年9月から21年4月までの期間、同年6月及び同年8月から22年1月までの期間は、申立人から提出された給与明細書により、また、21年5月及び7月は、当該月の前後月の給与明細書の給与支給額、社会保険料控除額及び所得税源泉徴収簿の総支給額、社会保険料等の控除額から判断して、当該月のものと認められる給与明細書（平成21年5月と記載されている2枚の給与明細書のうち、

1枚が5月、残り1枚が7月と判断)によると、申立人が主張するとおり、当該報酬額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給与明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、平成20年9月から22年1月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑫までについて、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は43万円、申立期間②は37万円、申立期間③は48万8,000円、申立期間④は45万円、申立期間⑤は65万円、申立期間⑥は67万円、申立期間⑦は70万円、申立期間⑧は74万円、申立期間⑨は78万円、申立期間⑩及び⑪は75万円、申立期間⑫は69万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間⑬に係る標準賞与額40万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を40万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 10 日
② 平成 16 年 7 月 16 日
③ 平成 16 年 12 月 10 日
④ 平成 17 年 12 月 20 日
⑤ 平成 18 年 7 月 14 日
⑥ 平成 18 年 12 月 14 日
⑦ 平成 19 年 7 月 13 日
⑧ 平成 19 年 12 月 14 日
⑨ 平成 20 年 7 月 15 日
⑩ 平成 20 年 12 月 12 日
⑪ 平成 21 年 7 月 10 日
⑫ 平成 21 年 12 月 22 日
⑬ 平成 22 年 7 月 26 日

申立期間①から⑬までについて、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、届出がされていなかった。厚生年金保険の記

録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑬までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、申立期間①から⑫までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑬については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人から提出された給料支払明細書（賞与）及び賞与明細書によると、申立人は、申立期間④から⑫までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間④から⑫までに係る標準賞与額については、申立人から提出された給料支払明細書（賞与）及び賞与明細書において確認できる総支給額及び保険料控除額から、申立期間④は45万円、申立期間⑤は65万円、申立期間⑥は67万円、申立期間⑦は70万円、申立期間⑧は74万円、申立期間⑨は78万円、申立期間⑩及び⑪は75万円、申立期間⑫は69万4,000円に訂正することが妥当である。

申立期間①から③までについて、金融機関の通帳（写し）及び申立人から提出された賞与額メモ（申立人作成：平成15年7月分から21年7月分まで）、平成15年及び16年給与・賞与金額前年対比表（申立人作成）により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された給料支払明細書（賞与）、賞与明細書及び前述の申立人提出資料を検証した結果、申立人について、当該期間の賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと推認される。

したがって、当該期間に係る標準賞与額の記録については、前述の金融機関の通帳（写し）及び賞与額メモ、平成15年及び16年給与・賞与金額前年対比表

により、申立期間①は43万円、申立期間②は37万円、申立期間③は48万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から⑫までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社からの回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間⑬については、前述の賞与明細書により、標準賞与額40万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できることから、当該期間の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年9月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月1日から同年9月12日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、昭和37年6月にA社B支店に入社後、平成7年9月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の記録が空白になっていることに気づいた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書、社員名簿、退職届及び退職金計算書並びに同社の回答により、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年10月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「資料は保管していないが、申立てどおりの資格喪失及び取得に関する届出、保険料の控除及び納付を行った。」としているが、オンライン記録によれば、申立人と同様にA社B支店における資格取得日が同支店の新規適用日の翌日である昭和38年9月12日である同僚2人も同社(本社)の資格喪失日は同年3月1日と記録されており、申立人を含むこれら3人について社会保険事務所(当時)が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、

事業主が申立人の資格喪失日を同年3月1日と誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から同年8月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 7476（事案 235 及び 7252 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 22 日から 33 年 7 月 1 日まで
② 昭和 33 年 7 月から 37 年 12 月まで

前回、申立期間①及び②について申し立てたが、いずれも認められないことに納得できない。

今回、統計値を示す以外に新たに提出する資料はないが、申立期間①について、A社には、昭和 32 年 3 月 22 日に入社しているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②については、標準報酬月額が低く記録されているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、A社に勤務していた申立期間②について、脱退手当金を受給していないことが認められ、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 8 月 28 日付け脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要であるとする通知が行われている。

その後、申立人は、「申立期間①について、A社には、昭和 32 年 3 月 22 日に入社したが、33 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまで記録が無い。また、申立期間②については、当該期間における標準報酬月額が低く記録されている。」と主張し、再度、申立てを行っている。

しかしながら、申立期間①については、i) 申立人が当該期間において、A社に勤務していたことはうかがえるものの、同社に係る健康保険厚生年金保険

被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年1月1日に7人が被保険者資格を取得した後、33年7月1日に申立人を含む2人が被保険者資格を取得するまで、同社において新たに資格取得した者は確認できない上、その後も、入社時期が異なる複数の者が同日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時同社では、一定の期間に入社した者について、まとめて被保険者資格を取得させる取扱いを行っていたことがうかがえること、ii) 当時の事業主は死亡しており、資料も残っておらず、当時の事務の取扱いが確認できないこと、iii) 同僚からの同社における厚生年金保険の取扱いについて証言が得られないことなどから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、また、申立期間②については、i) 当時の給与額及び厚生年金保険料控除額が分かる賃金台帳等の資料が残っておらず、また、それを明確に記憶する同僚もいないことから、申立人の当該期間における給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できないこと、ii) オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、同僚の標準報酬月額と比較しても、その額及び推移において特段の差異は認められないこと、iii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は見当たらないことなどから、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成24年4月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、申立期間①について、「同僚が証言してくれたとおり、昭和32年3月22日に入社したのは明らかであるので、同日から被保険者として認めてほしい。」と主張し、また、申立期間②については、申立人は、B協会から入手した当該期間の賃金等に関する資料として「賃金改定交渉25年の推移」を提出するとともに、「標準報酬月額として記録されている金額は手取り額であり、これには毎日三度の食事の賄い代や、住居費、税金や社会保険料は含まれていない。総支給額は記録より高い金額であったはずだ。仕事がきつく、一般的な賃金水準より高めの給料であった。」と主張し、3度目の申立てを行っている。

しかしながら、申立期間①については、新たな資料の提示が無いことから、当該主張のみでは、委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認め難い。

申立期間②については、申立人から提出された当該資料は、昭和33年以降の製造業男子の平均的な賃金水準を示すものであることから、当該資料をもって、申立人の記録を訂正することはできない。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、同僚の標準報酬月額と比較しても、その額及び推移において特段の差異は認め

られないことから、低額なものであったとは言い難く、改定経過に不自然さはない。

さらに、厚生年金保険の届出における報酬月額に食費及び住居費等の現物給与が算入されていたか否かについて、A社及び同僚は、厚生年金保険の届出について取扱いは分からないと回答しており、賃金台帳等関係資料も無いことから、同社が現物給与を報酬月額に算入していたか確認することはできない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②については、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7485（事案 5539 及び 6657 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月から平成 3 年 6 月まで

私は、申立期間において、A社で基本給に見合う厚生年金保険料を控除されていたが、同社が基本給に見合う標準報酬月額より2等級程度低く届け出ていたため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい旨申立てをしたところ、平成23年3月30日付け及び同年11月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書をもたらした。

今回、新たな資料として、A社の現在の事業主(申立期間当時は専務)との会話内容及び同僚の証言を記した書類を提出するので、申立期間の標準報酬月額について、昭和50年5月から63年9月までは2等級、同年10月から平成3年6月までは3等級高い等級に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、i) A社から提出された「被保険者資格取得確認通知書」、「被保険者資格喪失確認通知書」、「被保険者標準報酬決定通知書（昭和63年分、平成2年分及び4年分）」及び「被保険者報酬月額改定通知書（3年7月改定分）」に記載された標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致していること、ii) 申立人が記憶している複数の同僚も給与支払明細書を所持しておらず、同社も申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管していないと回答していること、iii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認しても、申立期間について、申立人の標準報酬月額が遡って訂正される等、不自然な事務処理が行われた形跡も無いこと等の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成23年3月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る2回目の申立てについては、申立人は、「今回、新た

な資料は無いが、A社、同僚及び会計事務所に対して詳細に調査すれば、同社は基本給に見合う厚生年金保険料を控除しながら、これより低額の標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ていることが分かる。」と主張したものの、A社、同僚及び会計事務所について、再度調査しても、申立人の申立期間における給与額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成23年11月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料として、A社の現在の事業主(申立期間当時は専務)との会話内容及び同僚の証言を記した書類を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。」と主張し、3回目の申立てを行っている。

しかしながら、申立人から新たに提出された資料を吟味しても、また、当該資料に基づきA社の事業主及び同僚を再々度調査しても、申立人の申立期間における給与額及び厚生年金保険料の控除額について確認又は推認できない。

このほか、委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7486 (事案 7364 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 11 月 24 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 61 年 3 月 29 日から同年 3 月 31 日まで

私は、昭和60年11月2日から61年3月30日に退職するまで、A社でずっと働いていた。継続して勤務していたにもかかわらず、途中で記録が中断していることに納得がいかないため、年金記録の回復をしてほしい旨の申立てをしたところ、平成24年6月27日付けで申立期間については年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、私が申立期間①及び②について、A社に継続勤務していたことは間違いないので、同社での継続勤務を示す新たな資料として同社からの給与振込みに使用していたB銀行の通帳(写し)を提出するので、申立期間について継続して厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i)雇用保険の記録により、申立人は、申立期間①を含む昭和60年11月2日から61年3月28日までA社に勤務していたことは認められるが、同社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、資格喪失日が60年11月24日であると確認できるとともに、同年11月26日に健康保険証が返納されていることが確認できること、ii) A社は、「当時の資料が残存しておらず不明である。」と回答している上、当時の事務担当者は既に死亡しており、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用について確認できないこと、また、申立期間②に係る申立てについては、i) A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、資格喪失日が61年3月29日であると確認できるとともに、同年3月31日に健康保険証が返納されていることが確認できる上、申立人に係る雇用保険の離職日(同年3月28

日)は、厚生年金保険被保険者資格喪失日に対応していること、ii) A社は、「当時の資料が残存しておらず不明である。」と回答している上、当時の事務担当者は既に死亡しており、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用について確認できないことから、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成24年6月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間①及び②に係るA社での継続勤務を示す資料として、同社からの給与振込みに使用していたとするB銀行の通帳(写し)を提出しているが、B銀行は、「申立人から提出されたB銀行C支店の口座は、平成17年1月21日に新規契約にて開設されたものであり、これ以前に申立人の氏名、生年月日で検索しても、この口座以外に他支店を含め取引は確認できない。」と回答している。

また、申立期間①及び②当時の給与担当者は死亡しているため、後任の給与・社会保険事務担当者について複数の同僚に照会したところ、3人の担当者の名前が判明したが、3人とも既に死亡しており、また人事担当者も既に死亡しているため、A社に係る申立期間①及び②当時の厚生年金保険被保険者資格取得及び喪失の取扱いについて確認はできない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。